

コスモスひろば

行政書士の徽章(バッジ)はコスモス、ラテン語で「秩序ある宇宙」です。あなたの暮らしを支える、行政書士は頼れる街の法律家です。

4月1日スタート！配偶者居住権とは

「居住権」と「所有権」の違って何ですか？そもそもどんな時に必要になるの???

「配偶者居住権」とは、「残された配偶者が被相続人(死亡した人)の所有する建物に居住していた場合、一定の要件を充たす時に、被相続人が亡くなった後も、配偶者が賃料の負担なくその建物に住み続けることができる権利です。

つまり、夫が死亡した場合、夫の建物(自宅)に生前から一緒に住んでいた妻が、夫の死亡後も引続きその建物に無料で住み続けられるという権利です。

法律的には「建物の所有権」を次の2つに分け、①「配偶者居住権」=「配偶者が使用(住み続けられる)する権利」を妻(配偶者)が、②「その他の権利」=「売却等をする権利」を子供などが相続できるようになりました。

このことにより、建物の財産価値が

「所有権」>「配偶者居住権」になり、妻は自宅に住み続けながら、老後資金の現金をより多く相続できるようになりました。

しかし、なぜ今、「配偶者居住権」が作られたのでしょうか？

詳細の説明は省きますが、平成25年の最高裁判所の決定に従い、民法の改正が行われ、婚外子(婚姻関係のない男女の子=愛人の子)と嫡出子(婚姻関係にある夫婦の子=夫と妻の間に生まれた子)の相続分が同じになりました。

要するに、妻からしてみると、愛人の子の相続権利が大きくなったのです。

結果として、妻が夫の死亡により、愛人の子や前妻の子との相続をする場合、争いが起こることが容易に予想さ



れ、妻が住み慣れた自宅を出ていかなければならない可能性が以前より増して高くなったという事です。

国はこのことに配慮する形で今回、「配偶者居住権」を創出しました。

但し、「配偶者居住権」をいくらに設定するのか、また相続税の計算方法も複雑です。法務局に登記する必要もあり、二次相続(妻が死亡した時)に節税効果が得られる場合もありますので、まずは「配偶者居住権」に詳しい専門家(司法書士、税理士、行政書士など)に相談することがお勧めです。(行政書士・ファイナンシャルプランナー 飯田利治)

自筆証書遺言書保管制度の手数料が定められました。

7月10日施行の自筆証書遺言書保管制度。公正証書遺言よりも費用が安く、気軽に遺言書が残せると話題になって約一年。やっと手数料が定められました。噂通りに保管の手数料はかなり手頃な料金になっています。もちろんメリット・デメリットは、どんな方式にもあります。まずは専門家から正しい知識を得ることが大切です。

主な手数料

遺言者による遺言書の保管の申請 1件につき **3900円**

遺言者・関係相続人によるモニターでの遺言書の閲覧の請求 1回につき **1400円**

遺言書の保管の申請の撤回及び変更の届出については手数料はかかりません。

ご相談はお気軽に、お近くの行政書士事務所へご連絡ください。

流山市南流山

行政書士 飯田法務経営事務所

いいだ とし はる
行政書士 **飯田 利治**

〒270-0163

流山市南流山 1-19-7
グランド・ルーシス 207

電話：050-3748-0163

FAX：04-7168-0245

松戸市大谷口

行政書士 半田事務所

はんだ なおこ
行政書士 **半田 直子**

〒270-0005

松戸市大谷口 265-1-409

電話：047-705-9088

FAX：047-705-9088

松戸市馬橋

たかた行政書士事務所

たかた てつろう
行政書士 **高田 哲朗**

〒271-0051

松戸市馬橋 2422-1
ジュンパレス 305

電話：050-3743-5844

FAX：050-3457-7090

メリットもデメリットも 知っておきたい相続人のこと

子供がいなければ、妻に
全部財産を残せるの？
後継者を養子にするって、
どういうこと？



「法定相続人」とは、被相続人が死亡し、相続が開始になったときに、相続する権利がある人のことを言います。相続人の範囲は民法上、第三順位までのグループ（簡単に言うと、第一順位→子・養子、第二順位→親、第三順位→兄弟姉妹）があります。上位の相続順位の人がいるときは、下位の人には相続権はありません。大原則は、

「配偶者は常に相続人」であり、このグループに該当しない内縁の妻や同姓のパートナー等は、相続人となることはできません。

従って、例えばお子様のいないご夫婦の場合、相続人は配偶者のみではなく、配偶者と第二順位の親となります（もし、第二順位の親がいない場合は、配偶者と第三順位の兄弟姉妹となります）。なんの対策もせず、夫が死亡し相続が開始した場合、妻は夫の親、または夫の兄弟姉妹と遺産分割の話し合いをすることになり、全財産が妻に渡るとは限りません。

この問題を避け、妻に全財産を遺すためには、その旨の遺言を作成しましょう。兄弟姉妹には遺留分の権利（法定相続人が一定の割合の遺産を相続することができる権利）がありませんので、妻はそのまま全財産を相続するこ

とができます。ただし、第二順位の親には遺留分がありますので、相続人が配偶者と親の場合、遺言はこの遺留分を配慮した内容とする方が良いでしょう。

法定相続人以外の人を後継者にしたい場合、「遺言で財産を遺す」という方法とは別に「養子縁組をする」という方法が考えられます。養子は実子と同じ第一順位の法定相続人だからです。ただし、養子縁組は、一方的な意思表示である遺言と異なり、協議によらないと解消できないので、慎重に考えなければなりません。

（行政書士 半田直子）



昨年7月の改正民法で、遺留分減殺請求権といわれていた制度が遺留分侵害額請求権という制度になりました。

たとえば、一人暮らしのお父さんが家5000万円、預金600万円の財産を残して亡くなり、長男と長女が相続人になった場合を考えてみましょう。

長男と長女の法定相続分は、相続財産の合計5600万円の2分の1ずつで、各2800万円です。

遺留分とは、一定割合の相続財産を一定の相続人に保障する制度です。このケースでは、法定相続分の半分とな

現金がないと大変って聞いたけど…

遺留分侵害額請求権って何？

り、各1400万円になります。

もし、お父さんが、長男には家を相続させる、長女には預金の現金を相続させる、という遺言書を残していたら、長女の相続分は600万円です。遺留分の1400万円には800万円足りません。

長女が納得できない場合、800万円を請求することになりますが、改正前であれば家を長男4200万円、長女800万円の割合で共有して解決することが可能でした。

この場合のデメリットは、その後の不動産の売却が円滑にできなくなるということでした。そこで今回の改正で遺留分については原則金銭払いに一本化されて、遺留分侵害額請求権という名称になったわけです。

つまり、長男は現金で800万円を

長女に支払う必要が出てきました。お金の工面が出来ないと、その分の土地を売却するしかありません。売却金額には800万円だけでなく、税金や諸費用も必要です。これだとお父さんの遺志が残念な結果になりかねません。

遺言も簡単に作れそうなものですが、思わぬトラブルを招かないように様々な角度からの検討が必要です。

（行政書士 高田哲朗）

